

# 重要事項説明書

## (訪問介護サービス・訪問介護相当サービス)

<令和6年6月1日現在>

あなたが利用しようと考えている訪問介護サービス及び訪問介護相当サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

引き続き実際に契約を結ぶときには、本書の内容の説明を受けたことを証するため、本書の最終面に記名押印をお願いします。

### 1. 訪問介護ステーション ながらの家 の概要

事業所名	訪問介護ステーション ながらの家
所在地	岐阜県岐阜市八代1-3-3
電話番号	058-231-6789
FAX番号	058-232-2239
介護保険事業所番号	2170113902

### 2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする
運営の方針	介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようなサービスを提供する

### 3. 職員体制と職務内容

職名	員数	常勤・非常勤	職務内容
管理者	1	常勤兼務1名	職員と業務の管理、基準遵守のための指揮命令
サービス提供責任者	1	常勤兼務1名	サービス申込みの調整、訪問介護計画の作成と説明、訪問介護員の技術指導、訪問介護員のサービス内容の管理、サービス提供状況の管理
訪問介護員	11	常勤 9名 常勤兼務1名 非常勤 1名	サービスの提供

上記事項に、変更が生じた場合には速やかに、変更等を連絡させていただきます。

### 4. 営業日・営業時間、サービスの提供日・提供時間

事務所の営業日・営業時間
営業日 月曜日～金曜日 営業時間 9:00～18:00 電話等により24時間連絡可能体制。

## 5. 通常の事業の実施地域

岐阜市 の地域

上記の市町村以外であってもサービスの提供は可能です。ただし、その場合は下記7に記載の交通費を申し受けます。

## 6. サービスの内容

身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などをします。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	体位変換	体位の交換を行います。
	通院介助	通院の介助を行います。（公共交通機関を使用し、常時介護する方）
生活援助	買い物	利用者の日常生活に必要となる買い物をを行います。（預貯金の引き出しや預け入れは行いません）
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除を行います。 （利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません）
	洗濯	利用者の居室の洗濯を行います。

<介護保険のサービスでは、次の行為はできませんのであらかじめご了承ください>  
介護保険のサービスでは、できない行為があるので、不明な点は当事業所までお問い合わせください。

## 7. 利用料金

介護保険を利用する場合は、基本料金の1割、2割又は3割となります。

介護保険負担割合証に記載された負担割合をご確認ください。

ただし、介護保険の給付の限度額を超えた部分にかかるサービスまたは介護保険対象外のサービスは全額自己負担になります。

### 【介護保険基本料金】

（訪問介護相当サービス）

利用料金 (1月あたり)	事業対象者 要支援1・2 週1回程度 I	事業対象者 要支援1・2 週2回程度 II	事業対象者 要支援2 週3回以上 III
	11,760円	23,490円	37,270円
地位区分 6級地※1	12,253円	24,476円	38,835円
↓			
同一建物※2	11,027円	22,028円	34,951円

## (身体介護)

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以降 30分増すごとに
	163単位	244単位	387単位	567単位	+82単位
地域区分 6級地※1	1,698円	2,542円	4,033円	5,908円	+854円
↓	↓	↓	↓	↓	↓
特定事業所 加算 I ※3	2,038円	3,050円	4,840円	7,090円	+1,025円
↓	↓	↓	↓	↓	↓
同一建物※2	1,834円	2,745円	4,356円	6,381円	+923円

## (生活援助)

	20分以上 45分未満	45分以上	身体介護に引き続き 生活援助を行った場合
	179単位	220単位	65単位
地域区分 6級地※1	1,865円	2,292円	677円
↓	↓	↓	↓
特定事業所加算 I ※3	2,238円	2,750円	812円
↓	↓	↓	↓
同一建物※2	2,014円	2,475円	731円

- ①早朝（6:00～8:00）夜間（18:00～22:00）は25%割り増し、深夜（22:00～6:00）は50%割り増しになります。
- ②上表の時間は実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービスプラン（ケアプラン）に記載された時間のことです。
- ③やむを得ない事情があり、かつ、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金になります。
- ④利用者がまだ要介護認定を受けていない場合や、要介護認定を受けた後に1年以上保険料を滞納している等の場合は、基本料金の全額を一旦お支払いいただきます。この場合お客様は、当事業所が発行する「サービス提供証明書」を添えて居住地の市町村に保険給付の申請を行うこととなります（償還払い）

※1 地域区分6級地のため 10.42円/単位となります

※2 同一建物の減算について【支給限度額内】

同一の建物に居住する利用者さまを訪問し、サービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。

※3【特定事業所加算 I 算定】

特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保、介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算となります。（サービス1回につき所定単位数の20/100加算）

**【介護職員処遇改善加算Ⅰ算定】**

介護職員処遇改善加算とは、介護職員の処遇改善、又は資質向上等を目的とした賃金値上げのための加算となります。（全額介護職員に支払われる金額です）

『1月あたりの総単位数』×『24.5%』が加算されます。

**【口腔連携強化加算】**

口腔連携強化加算は、訪問介護の職員による利用者の口腔の健康状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる目的の加算となります。

1回50単位で1月に1回算定されます。

**【その他の費用】**

交通費	外出介助に直接関係しない身体介護及び生活援助の場合で、利用者の居宅が5に定める通常の事業の実施地域以外の場合は下記のとおり。 実施地域から片道おおむね15km未満 300円 実施地域から片道おおむね15km以上 500円	
キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、ご連絡いただく時間によりキャンセル料を申し受けます。 ただし、利用者の急な病変、急な入院等の場合には請求いたしません。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡がない場合	基本料金の10%
介護保険対象外サービス料	実費	
サービス提供の際に利用者宅で使用する電気・ガス・水道の費用	利用者の負担となります	

**【請求とお支払いの方法】**

請求	①利用料その他の費用は、月ごとに請求いたします。 ②請求書は、毎回のサービス提供日及びそれぞれのサービス提供毎の金額を明らかにした明細書を添えて、利用月の翌月13日までに利用者に郵送します。
支払い	①利用者に居宅介護支援事業所からあらかじめ交付されているサービス利用票（第7表）と、請求明細書を照合のうえ、請求月の28日までに下記の方法でお支払い下さい。 ○利用者の口座から自動引き落とし ②お支払いを確認しましたら医療費控除の対象となる額を明らかにした領収証を発行しますので、大切に保管してください。 ③お支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係らず30日以内にお支払いいただけない場合には、契約を解約させていただいたうえで未払い分をお支払いいただくことになります。

## 8. サービスの利用方法等

利用申込み	<p>電話または来所のうえお申し込みください。</p> <p>居宅介護支援事業所に居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。</p> <p>本書によりサービス提供に関する重要事項をご説明し、利用者の同意を得た上で、契約を締結します。</p>
サービスの終了	<p>①利用者の都合でサービスを終了する場合は、サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。</p> <p>②人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございますが、その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。</p> <p>③自動終了</p> <p>次の場合は、双方の通知がなくとも自動的に終了になります。</p> <p>ア 利用者が介護保険施設に入所した場合</p> <p>イ 利用者の要介護認定区分が「非該当（自立）」となった場合</p> <p>ウ 利用者が亡くなられた場合</p> <p>④その他</p> <p>ア 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、利用者の個人情報のみだりに漏洩した場合、利用者や家族に対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了できます。</p> <p>イ サービス料金のお支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず30日以内にお支払いいただけない場合、当事業所は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了させていただく場合があります。</p> <p>ウ 利用者や家族が、当事業所やその従業員に対して契約を継続しがたい程の背信行為を行った場合には、当事業所は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了させていただく場合があります。</p>

## 9. サービスの利用にあたっての留意事項

- ①医療行為（褥瘡の処置・摘便 など）、座薬の挿入などできない内容があります。
- ②利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供はできません。
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供はできません。
- ④当事業所では、原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又は家族と相談させていただきます。
- ⑤利用者との従業員の間での金銭の貸し借りは致しません。買い物代行支援の際は買い物代金をお預かりしてからとなります。
- ⑥買い物代行時以外の金銭、預金通帳、カード、証書、書類などの預かりはできません。
- ⑦従業員へのハラスメントに該当する行為には必要な措置を講じます。
- ⑧従業員に対する贈物や飲食のもてなしはお受けできません。
- ⑨利用者又は家族に、体調の変化があった際には当事業所の従業員にご連絡下さい。

## 10. 非常災害対策

当事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修 および訓練を行います。また、常に関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。利用者（家族）とは、非常災害時の対応について定期的に確認します。

### 11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご家族、市町村、居宅介護支援事業所等に連絡いたします。

また、当事業所の介護サービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

### 12. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事態が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、利用者の主治医、救急隊、家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）等に連絡いたします。

### 13. 守秘義務に関する対策

当事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

### 14. 身体拘束の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

ただし、下記の通り、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は事前に利用者及び家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

（1）緊急性：直ちに身体拘束を行わなければ、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合

（2）非代替性：身体拘束以外に、利用者又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事を防止する事ができない場合

（3）一時性：利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事がなくなった場合は、直ちに身体拘束を解く

### 15. 高齢者虐待防止に関する対策

人権の擁護・虐待の発生、その再発を防止するために高齢者虐待防止委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修を実施します。

サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 16. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。

感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業員へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。

また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

## 17. サービス内容等に関する苦情・相談について

サービスの内容等に苦情・相談がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。

①	当事業所の窓口	電話番号 058-231-6789 相談担当者：大山 受付時間 平日9時00分～18時00分
②	居宅介護支援事業所の窓口	お客様が契約を結んでいる居宅介護支援事業所になります
③	公的団体の窓口	岐阜市役所 福祉部 介護保険課 電話：058-265-4141 受付時間 平日8時45分～17時30分
④	市町村の窓口	お客様がお住まいの市町村の介護保険担当部署になります
⑤	国保連合会介護保険苦情相談窓口	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情相談係 電話：058-275-9826 受付時間 平日9時00分～17時00分

## 18. その他

その他定めのない事項に関しては双方が誠意を持って、協議の上定めることとする。